

「放送法施行規則の一部を改正する省令案」に対し提出された意見と総務省の考え方

V-Low マルチメディア放送の安全・信頼性基準

【意見募集期間:平成 25 年 10 月 31 日(木)～平成 25 年 11 月 29 日(金)】

No	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方
1	全般	<p>今回の「放送法施行規則の一部を改正する省令案」は、情報通信審議会により答申された「V-Lowマルチメディア放送の放送設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件」にのっとったものであり、V-Lowマルチメディア放送の円滑な導入と、V-Lowマルチメディア放送に期待される安全信頼性の確保の双方を実現する制度整備案として賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">株式会社エフエム東京</p>	<p>本改正案に賛成する御意見として承ります。</p>